長与町の給与・定員管理等について

1　総括

（1） 人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口（平成24年3月31日）	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B／A	（参考） 22年度の人件費率
23年度	人 42,462	千円 11,720,577	千円 457,867	千円 1,764,332	% 15.1	% 15.7

（2） 職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B	
23年度	人 178	千円 688,498	千円 123,184	千円 248,040	千円 1,059,722	千円 5,953

（注）1　職員手当には退職手当を含みません。
　　2　職員数は、平成23年4月1日現在の普通会計に属する人員です。

（3） 特記事項

特にありません。

（4） ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

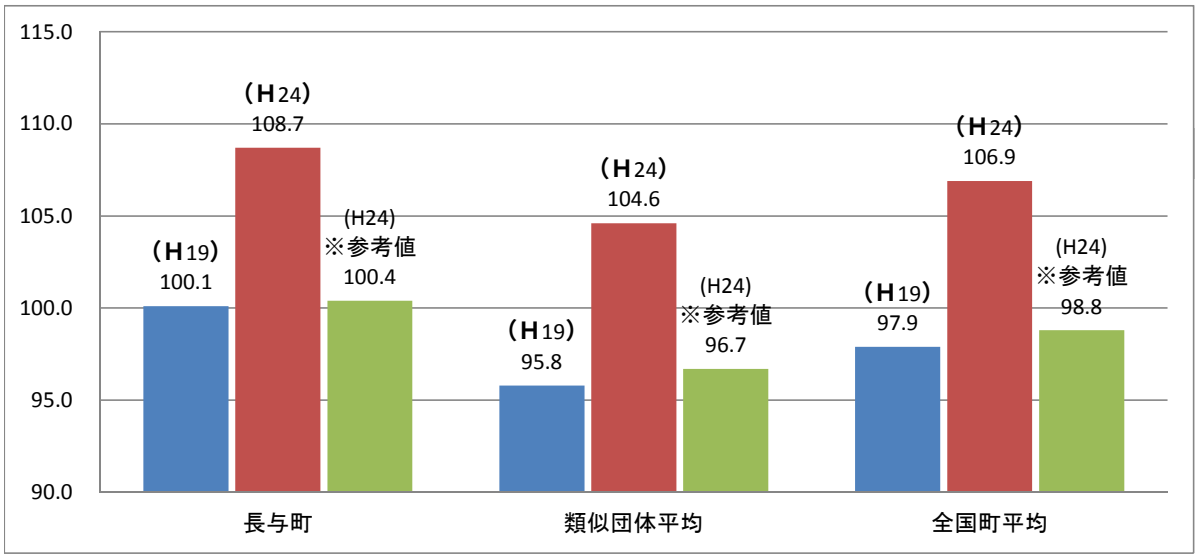

（注）1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
　　2 「類似団体平均」とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
　　3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置がないとした場合の値である。

2　一般行政職給料表の状況（24年12月1日現在）

（単位：円）

		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1号給の給料月額	（金額）	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200
	（号給）	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
最高号給の給料月額	（金額）	243,700	307,800	354,700	407,200	415,600	431,900	456,200
	（号給）	(93)	(125)	(113)	(129)	(121)	(101)	(61)

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

（1） 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（24年4月1日現在）

① 一般行政職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国ベース）
長与町	42.2 歳	322,405　円	389,750　円	353,645　円
長崎県	43.8 歳	338,952	418,394　円	373,444　円
国	42.8 歳	304,944　円 （329,917）円	―	372,906　円 （401,789）円
類似団体	43.2 歳	320,717　円	376,072　円	352,117　円

（注）1　一般行政職の職員とは、一般事務職、建設や土木の技術職などをいいます。保健師、保育士などは含みません。
2 「平均給料月額」とは、平成24年4月1日現在における一般行政職の職員の基本給の平均です。
3 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には、時間外手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。
4　国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額（国ベース）」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値（減額前）である。

（2） 職員の初任給の状況（24年4月1日現在）

区　分		長 与 町	長 崎 県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200　円	172,200　円	163,987　円 （172,200）円
	高 校 卒	140,100　円	140,100　円	133,418　円 （140,100）円

（注） 国家公務員における初任給の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値（減額前）である。

（3） 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（24年4月1日現在）

区　分		経験年数10年～15年	経験年数15年～20年	経験年数20年～25年
一般行政職	大 学 卒	287,000　円	337,900　円	368,400　円
	高 校 卒	ー　円	ー　円	354,600　円

４　一般行政職の級別職員数等の状況

（1） 一般行政職の級別職員数の状況（24年4月1日現在）

級	標準的な職務	職員数	構成比
7	部長及び部長相当職	5　人	3.2　%
6	課長及び課長相当職	23　人	14.5　%
5	参事、課長補佐	27　人	17.1　%
4	副参事	32　人	20.2　%
3	係長、主査、主任	33　人	20.9　%
2	主事	21　人	13.3　%
1	主事	17　人	10.8　%
合　　計		158　人	100.0　%

（注）1　長与町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

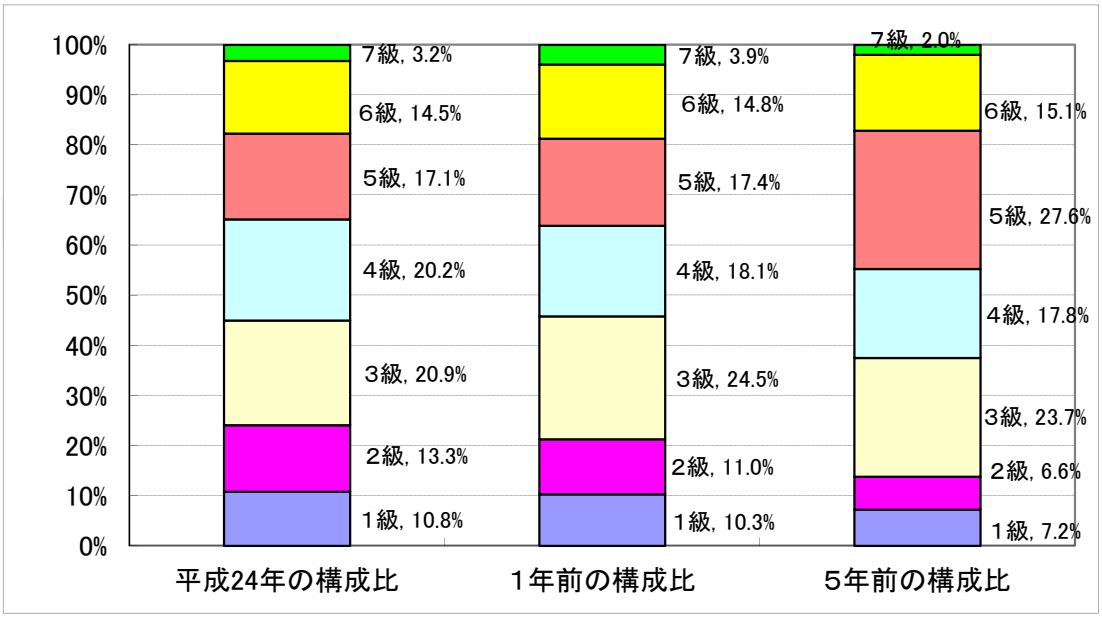

（2） 昇給への勤務成績の反映状況

人事評価制度の試行段階であったため、未反映である。

５ 職員の手当の状況

（1） 期末手当・勤勉手当

長　　与　　町	長　　崎　　県	国
１人当たり平均支給額（23年度） 1,419　千円	１人当たり平均支給額（23年度） 1,591　千円	―
（23年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.60　月分　1.35　月分 （　1.45　）月分　（　0.65　）月分	（23年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.60　月分　1.35　月分 （　1.45　）月分　（　0.65　）月分	（23年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.60　月分　1.35　月分 （　1.45　）月分　（　0.65　）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5%～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5%～20% ・管理職加算　10%～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5%～20% ・管理職加算　10%～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

人事評価制度の試行段階であったため、成績率に差を設けず一律支給を行った。

（2） 退職手当（24年4月1日現在）

長　　与　　町			国		
（支給率）	自己都合	勧奨・定年	（支給率）	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	23.50　月分	30.55　月分	勤続20年	23.50　月分	30.55　月分
勤続25年	33.50　月分	41.34　月分	勤続25年	33.50　月分	41.34　月分
勤続35年	47.50　月分	59.28　月分	勤続35年	47.50　月分	59.28　月分
最高限度額	59.28　月分	59.28　月分	最高限度額	59.28　月分	59.28　月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算） 役職に応じた調整額の加算あり		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算）	
1人当たり平均支給額	720　千円	27,700　千円			

（注）退職手当の１人当たり平均支給額は、長与町の全職種で、23年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

（3） 地域手当　（24年4月1日現在）

支給はありません。

（4） 特殊勤務手当（24年4月1日現在）

支給実績（23年度決算）	716 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	13,500 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（23年度）	26.2 %
手当の種類（手当数）	7

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	税務担当職員	町税の徴収、調査、検査、滞納処分等	2時間以上及び夜間1,000円/日 2時間未満500円/日
感染症防疫作業手当	感染の危険がある作業等に従事する職員	感染症の病原体等に感染の危険のある作業、検疫、救護等	作業1日につき1,000円
行旅病人及び行旅死亡人取扱手当	業務担当職員	行旅病人及び行旅死亡人の収容または救護	病人 1日につき2,000円 死亡人 1日につき5,000円
保健福祉指導手当	福祉担当職員	精神障害者等の家庭等を訪問し、指導を行った場合	1日につき 1,000円
危険現場作業手当	業務担当職員	高所、急傾斜地または著しく困難な場所で検査等の作業を行った場合	2時間以上及び夜間1,000円/日 2時間未満500円/日
公共用地取得業務手当	業務担当職員	公共事業の施行に伴う用地の取得や物件移転に関し困難な交渉を伴う場合	2時間以上及び夜間1,000円/日 2時間未満500円/日
災害作業手当	業務担当職員	暴風等の荒天時に屋外において作業に従事した場合	2時間以上及び夜間1,000円/日 2時間未満500円/日

（5） 時間外勤務手当

支給実績（23年度決算）	49,399 千円
職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	345 千円
支給実績（22年度決算）	50,780 千円
職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	360 千円

（6） その他の手当（24年4月1日現在）

手 当 名	内容 及び 支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（23年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 配偶者 13,000 円 配偶者以外 6,500 円 配偶者がない場合の1人目 11,000 円 その他 6,500 円 満 16歳の年度初めから満 22歳年度末までの間にある子 1人につき 5,000 円 加算	同じ		22,866 千円	215,716 円
住居手当	借家又は借間に居住し、家賃を支払っている職員又は自宅に居住し、世帯主である職員に支給 ・月額 23,000円以下の家賃 家賃月額 － 12,000円 ・月額 23,000円を超える家賃 （家賃月額 － 23,000円）× 1/2 + 11,000円 （最高 27,000円）	同じ		17,154 千円	121,662 円
	・自宅居住者 2,500円 （平成25年度より 0円）	異なる	なし		
通勤手当	通勤距離2km以上で、通勤のために交通機関等（列車、バス等）を利用し運賃等を負担している職員又は交通用具を使用する職員に支給 ・交通機関等利用者 1ヶ月あたりの運賃等相当額が 55,000円まで全額支給（長期定期価額を一括支給） ・交通用具利用者 距離に応じて 2,000円 ～ 24,500円を支給	同じ		6,508 千円	50,065 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 役職等に応じて 10%～15%	異なる	俸給表別・職務の級別の定額制	33,549 千円	609,975 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を受給している職員が、休日において臨時又は緊急の必要により勤務した場合に支給される 管理職手当の支給区分に応じて勤務1回につき 6,000円 ～ 12,000円	異なる	官職等に応じて 6,000円～18,000円	75 千円	12,500 円

６ 特別職の報酬等の状況（24年4月1日現在）

区分		給料月額等		
			(参考H23年度)類似団体における最高／最低額	
給料 報酬	町長	857,000 円	904,000 円／	383,500 円
	副町長	691,000 円	750,000 円／	311,500 円
	議長	343,000 円	499,000 円／	227,000 円
	副議長	285,000 円	430,000 円／	182,000 円
	議員	258,000 円	400,000 円／	157,000 円
期末手当	町長	（23年度支給割合）		
	副町長	2.60 月分		
	議長	（23年度支給割合）		
	副議長	2.60 月分		
	議員			
退職手当		（算定方式）	（1期の手当額）	（支給時期）
	町長	857,000円 × ５ × 在職年数	17,140,000 円	任期毎
	副町長	691,000円 × ３ × 在職年数	8,292,000 円	任期毎
	備考			

（注）1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

（1） 部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年4月1日現在）

区分 / 部門			職員数 平成24年	職員数 平成23年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	4	4	0	
		総務	55	55	0	
		税務	19	19	0	
		民生	29	29	0	
		衛生	20	20	0	
		農林水産	10	9	1	農林水産および農業委員会の事務充実
		商工	1	1	0	
		土木	19	18	1	土木事業の事務充実
		計	157	155	2	
	教育部門		24	24	0	
	小計		181	179	2	
公営企業等会計部門	水道		14	14	0	
	下水道		8	9	−1	事務の統廃合・縮小
	その他		21	21	0	
	小計		43	44	−1	
合計			224 [225]	223 [225]	1 [0]	

(注)1 職員数は、休職者、派遣職員を含んでいます。
2 教育長は教育部門に含まれています。
3 [ ]内は、条例定数の合計です。

（2） 年齢別職員構成の状況（24年4月1日現在）

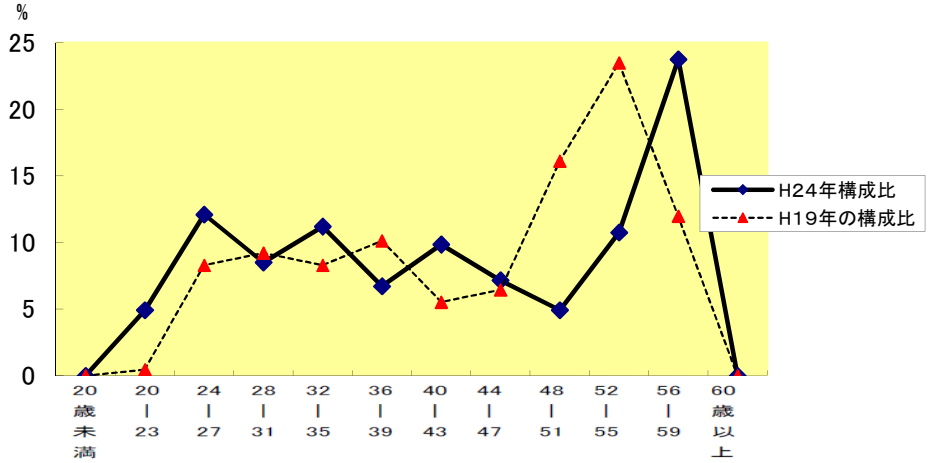

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 0	人 11	人 27	人 19	人 25	人 15	人 22	人 16	人 11	人 24	人 53	人 0	人 223

（3） 職員数の推移

区分 / 部門	20年	21年	22年	23年	24年	過去5年間の増減数（率）
一般行政	150	154	152	155	157	7 （ 4.7% ）
教　育	24	24	25	24	24	0 （ 0.0% ）
警察	0	0	0	0	0	0 （ 0.0% ）
消防	0	0	0	0	0	0 （ 0.0% ）
普通会計計	174	178	177	179	181	7 （ 4.0% ）
公営企業等会計計	44	44	45	44	43	−1 （ −2.3% ）
総合計	218	222	222	223	224	6 （ 2.8% ）

（注）1　各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
　　2　教育長は教育部門に含まれています。

（4）　定員管理診断及び類似団体との比較

○定員管理診断（普通会計職員数）

年度	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
長与町	174	174	178	177	179
試算値	279	271	264	266	249

注）毎年4月1日現在における数値。
注）地方公共団体定員管理調査報告値（教育長1名を含む）。
注）定員管理診断とは、職員数と最も関連が深いと考えられる人口、面積、事業所数などの行政需要の指数との相関関係を多重回帰分析の手法により分析し、これを基礎として各地方公共団体の参考となる職員数を算出するものです。

○部門別定員管理診断（普通会計職員数）

	議会	総務	税務	民生	衛生	労働	農林水産	商工	土木	一般行政計	教育	消防	普通会計計
長与町	4	55	19	29	20	0	9	1	18	155	24	0	179
試算値	4	70	21	61	23	0	12	3	25	219	30	0	249

注）平成23年4月1日現在における数値。
注）地方公共団体定員管理調査報告値（教育長1名を含む）。

○住民1万人あたり普通会計職員数（H23.4.1）

全国≪類似団体131団体≫　（単位：人）

順位	市町名	住基人口	職員数	人口1万人当たり職員数
1	福岡県志免町	43,913	176	40.08
2	愛知県大治町	29,623	124	41.86
3	長崎県長与町	42,717	179	41.90
4	福岡県篠栗町	31,632	135	42.68
5	福岡県宇美町	37,903	167	44.06
6	長崎県時津町	30,096	134	44.52
7	兵庫県播磨町	33,948	153	45.07
8	福岡県岡垣町	32,548	148	45.47
9	福岡県粕屋町	42,628	195	45.74
10	岩手県滝沢村	53,773	246	45.75
11	兵庫県稲美町	31,700	146	46.06
12	福岡県須恵町	26,382	124	47.00
13	福岡県水巻町	29,823	142	47.61
14	福岡県新宮町	25,310	123	48.60
15	奈良県広陵町	34,061	166	48.74
16	兵庫県太子町	34,244	169	49.35
17	沖縄県西原町	34,613	172	49.69
18	北海道七飯町	28,783	145	50.38
19	沖縄県南風原町	35,137	179	50.94
20	福岡県那珂川町	50,005	256	51.19

県内≪21市町≫　（単位：人）

順位	市町名	住基人口	職員数	人口1万人当たり職員数
1	長与町	42,717	179	41.90
2	時津町	30,096	134	44.52
3	波佐見町	15,366	82	53.36
4	大村市	92,201	504	54.66
5	佐々町	13,749	81	58.91
6	諫早市	141,662	855	60.35
7	川棚町	15,027	93	61.89
8	長崎市	442,291	2,877	65.05
9	島原市	48,524	354	72.95
10	雲仙市	48,591	367	75.53
11	佐世保市	263,784	2,085	79.04
12	東彼杵町	9,033	72	79.71
13	南島原市	52,128	478	91.70
14	西海市	31,410	318	101.24
15	壱岐市	29,999	350	116.67
16	平戸市	36,024	431	119.64
17	五島市	41,989	552	131.46
18	松浦市	25,544	351	137.41
19	対馬市	35,028	554	158.16
20	新上五島町	22,785	414	181.70
21	小値賀町	2,905	59	203.10

注）類似団体とは、人口規模及び産業構造が類似した地方公共団体。

8 公営企業職員の状況

（1） 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	（参考）22年度の総費用に占める職員給与費比率
23年度	千円 525,046	千円 147,008	千円 109,061	% 20.8	% 21.0

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B／A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
23年度	人 14	千円 59,673	千円 10,696	千円 21,933	千円 92,302	千円 6,593

（注）1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は平成24年3月31日現在の人員です。

イ 特記事項

特にありません。

② 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（24年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
水道事業	48.8 歳	369,754 円	428,221 円
長与町（一般職）	42.2 歳	322,405 円	389,750 円
水道事業（全国平均）	―	―	―

③ 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道事業	長与町
1人当たり平均支給額（23年度） 1,567 千円	1人当たり平均支給額（23年度） 1,419 千円
（23年度支給割合） 期末手当 2.60 月分　勤勉手当 1.35 月分	（23年度支給割合） 期末手当 2.60 月分　勤勉手当 1.35 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%

イ 退職手当（平成24年4月1日現在）

普通会計と同じです。

ウ 地域手当（平成24年4月1日現在）

支給はありません。

エ 企業手当（平成24年4月1日現在）

支給実績（23年度決算）	44 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	4,833 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（23年度）	64.3 %
手当の種類（手当数）	5

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
水道事業施設復旧作業手当	全職員	時間外に緊急に呼び出し等により上下水道施設の復旧作業に従事したとき	2時間以上及び夜間1,000円/日 2時間未満500円/日
公共用地取得業務手当	全職員	職員が公共事業の施行に伴う用地取得又は物件移転等に関し現地において困難な交渉を伴う買収又は補償の業務に従事したとき	2時間以上及び夜間1,000円/日 2時間未満500円/日
料金徴収手当	全職員	料金の徴収及び給水停止業務に従事したとき	2時間以上及び夜間1,000円/日 2時間未満500円/日
危険現場作業手当	全職員	職員が高所、急傾斜地又は著しく困難な場所で検査等の業務に従事したとき	2時間以上及び夜間1,000円/日 2時間未満500円/日
災害現場業務手当	全職員	職員が暴風等の荒天時に屋外において作業に従事したとき	2時間以上及び夜間1,000円/日 2時間未満500円/日

オ 時間外勤務手当

支給実績（23年度決算）	3,140 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	349 千円
支給実績（22年度決算）	3,865 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）	351 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当（24年4月1日現在）

手 当 名	内容 及び 支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（23年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族2人まで 1人につき6,000円 扶養手当の支給対象となっていない配偶者を有する職員の扶養親族のうち1人 6,500円 配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人 11,000円 その他（配偶者以外の扶養親族） 1人につき5,000円 加算（16歳～22歳までの子がいる場合） 1人につき5,000円	同じ		3,022千円	251,833円
住居手当	借家又は借間に居住し、家賃を支払っている職員又は自宅に居住し、世帯主である職員に支給 ・月額23,000円以下の家賃 家賃月額－12,000円 ・月額23,000円を超える家賃 （家賃月額-23,000円）×1/2+11,000円 （最高27,000円） ・自宅居住者 2,500円	同じ		1,068千円	89,000円
通勤手当	通勤距離2km以上で、通勤のために交通機関等（列車、バス等）を利用し運賃等を負担している職員又は交通用具を使用する職員に支給 ・交通機関等利用者 1ヶ月あたりの運賃等相当額が55,000円まで全額支給（長期定期価額を一括支給） ・交通用具利用者 距離に応じて2,000円～24,500円を支給	同じ		485千円	48,480円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 役職等に応じて10%～15%	同じ		2,930千円	585,929円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を受給している職員が、休日において臨時又は緊急の必要により勤務した場合に支給される 管理職手当の支給区分に応じて勤務1回につき6,000円～12,000円	同じ		0円	0円

（2） 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B／A	（参考） 22年度の総費用に 占める職員給与費比率
23年度	千円	千円	千円	%	%
3条	690,087	160,319	42,456	6.2	6.2
4条	1,225,399	425,123	13,471	1.1	2.9
計	1,915,486	585,442	55,927	2.9	4.8

※3条とは、下水道施設の維持、管理に関する決算。4条とは、建設事業等に関する決算。

※3条の対象職員数6人、4条の対象職員数2人。

※4条の収支が収入不足となっていますが、留保資金等で補てんしており、予算執行上問題はありません。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B／A
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B	
23年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
	9	37,726	4,823	13,378	55,927	6,214

（注）1　職員手当には退職手当を含みません。
　　2　職員数は平成24年3月31日現在の人員です。

イ 特記事項

特にありません。

② 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（24年4月1日現在）

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
下水道事業	43.11歳	338,707 円	377,222 円
長与町（一般職）	42.2歳	338,952 円	389,750 円
下水道事業（全国平均）	―	―	―

③ 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

下水道事業	長与町
1人当たり平均支給額（23年度） 1,486 千円	1人当たり平均支給額（23年度） 1,419 千円
（23年度支給割合） 期末手当 2.60 月分　勤勉手当 1.35 月分	（23年度支給割合） 期末手当 2.60 月分　勤勉手当 1.35 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～15%

イ 退職手当（平成24年4月1日現在）

普通会計と同じです。

ウ 地域手当（平成24年4月1日現在）

支給はありません。

エ 企業手当（平成24年4月1日現在）

支給実績（23年度決算）	42 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	6,000 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（23年度）	77.8 %
手当の種類（手当数）	5

手当の種類	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
水道事業施設復旧作業手当	処理場係、建設係	時間外に緊急に呼び出し等により上下水道施設の復旧作業に従事したとき	2時間以上及び夜間1,000円/日 2時間未満500円/日
公共用地取得業務手当	建設係、業務係	職員が公共事業の施行に伴う用地取得又は物件移転等に関し、現地において困難な交渉を伴う買収又は補償の業務に従事したとき	2時間以上及び夜間1,000円/日 2時間未満500円/日
料金徴収手当	業務係	使用料の徴収及び給水停止業務に従事したとき	2時間以上及び夜間1,000円/日 2時間未満500円/日
危険現場作業手当	処理場係、建設係	職員が高所、急傾斜地又は著しく困難な場所で検査等の業務に従事したとき	2時間以上及び夜間1,000円/日 2時間未満500円/日
災害現場業務手当	処理場係、建設係 業務係	職員が暴風等の荒天時に屋外において作業に従事したとき	2時間以上及び夜間1,000円/日 2時間未満500円/日

オ 時間外勤務手当

支給実績（23年度決算）	1,891 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	270 千円
支給実績（22年度決算）	5,019 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）	1,004 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当（24年4月1日現在）

手 当 名	内容 及び 支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（23年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 1人につき6,500円 配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人 11,000円 加算（16歳～22歳までの子がいる場合） 1人につき5,000円	同じ		801千円	160,200 円
住居手当	借家又は借間に居住し、家賃を支払っている職員又は自宅に居住し、世帯主である職員に支給 ・月額23,000円以下の家賃 家賃月額－12,000円 ・月額23,000円を超える家賃 （家賃月額-23,000円）×1/2+11,000円 （最高27,000円） ・自宅居住者 2,500円	同じ		252千円	42,000 円
通勤手当	通勤距離2km以上で、通勤のために交通機関等（列車、バス等）を利用し運賃等を負担している職員又は交通用具を使用する職員に支給 ・交通機関等利用者 1ヶ月あたりの運賃等相当額が55,000円まで全額支給（長期定期価額を一括支給） ・交通用具利用者 距離に応じて2,000円～24,500円を支給	同じ		353千円	50,377 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 役職等に応じて10%～15%	同じ		1,136千円	568,166 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を受給している職員が、休日において臨時又は緊急の必要により勤務した場合に支給される 管理職手当の支給区分に応じて勤務1回につき6,000円～12,000円	同じ		0千円	0円